

柔道整復師の施術を受けられる人へ

柔道整復師(接骨院)の施術を受けるときは以下のことに注意してください。

柔道整復師の施術で保険が使えるもの

- 骨折、脱臼、打撲及び捻挫等(肉離れを含む)と診断又は判断され、施術を受けたとき(骨折及び脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です)。
- 日常生活やスポーツ中に負ったなど負傷原因がはっきりした骨・筋肉・関節のケガや痛み。
主な負傷例…日常生活やスポーツ中に転んで膝や腰を打ったり、足首を捻ったりして急に痛みが出たとき。
- 内科的要因による疾患ではないもの。

健康保険が使えないもの

- 単なる(疲労性・慢性的な要因からくる)肩こり、筋肉疲労
- 慢性病や症状の改善のみられない長期の施術
- 医療機関(整形外科などの病院)で同じ負傷等を治療中のもの
- 労災保険が適用となる仕事や通勤途中での負傷

治療内容について国保よりお尋ねすることがあります

- 健康保険は治療を目的としたものであり、上記のように保険対象外の場合もありますので、負傷の原因(いつ・どこで・何をして・どんな症状か)を施術機関に正確に伝えてください。
 - 施術が長期にわたる場合は、内科的要因が疑われますので、医師の診断を受けてください。
 - 「受領委任」の場合、柔道整復師が患者に代わって保険請求を行うため、柔道整復術療養費支給申請書の受取代理人欄(住所・氏名・委任年月日等)に原則、患者の自筆での記入が必要です。
 - 領収書は必ず発行を受けて、大切に保管してください。(高額療養費支給申請や医療費控除の際に必要です)
- 施術日や施術内容について照会させていただく場合があります。柔道整復師にかかったときは、負傷部位、施術内容、施術年月日や回数の記録、領収書等を保管いただき、照会がありましたら、ご自身で回答できるようにご協力をお願いします。

出産・死亡・訪問看護療養費

子どもが生まれたとき(出産育児一時金)

国保加入者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額が支給されます。妊娠84日以上であれば、死産・流産でも支給されます。(支給額) 488,000円(産科医療補償制度(*)対象の場合は+12,000円)
*産科医療補償制度は、分娩に関連して重度脳性麻痺となった子とその家族への補償制度です。補償対象など、詳しくは分娩機関へお問い合わせください。



直接支払制度について

大半の医療機関では、出産育児一時金を国保から医療機関に直接支払い、その金額分だけ出産費用のお支払い額が少なくてすむようになっています。

上記の「直接支払制度」が利用できない医療機関で出産した場合、申請すれば一時金が支給されます。また、直接支払制度を利用した場合でも出産費用が一時金の金額を下回る場合は、申請すればその差額が支給されます。

- 注意1: 出産した日の翌日から2年を過ぎると、時効により申請できなくなります。
注意2: 前加入健康保険(社会保険)から脱退後、6か月以内の出産は、社会保険から支給が受けられる場合がありますので、社会保険にお問い合わせください。

申請に必要なもの

- 母子健康手帳 ●保険証
- 振込先のわかるもの(世帯主の口座)
- 医療機関での同意書(無ければ国民健康保険課から産院に内容確認をします)
- 医療機関の請求書か明細のわかる領収書
- 死産・流産の場合は「医師の証明書」

死亡したとき(葬祭費 50,000円)

国保加入者が亡くなったときに、葬祭を行った人(喪主)に支給されます。火葬のみでも対象となります。

- 注意1: 葬祭日の翌日から2年を過ぎると、時効により申請できなくなります。
注意2: 前加入保険(社会保険)から脱退後、3か月以内に亡くなられた場合、社会保険から支給を受けられる場合がありますので、社会保険にお問い合わせください。

申請に必要なもの

- 喪主の氏名がわかるもの(会葬礼状等)
- 亡くなった人の保険証(亡くなった人が世帯主の場合は、同一世帯の国保加入者全員の保険証)
- 振込先のわかるもの(喪主の口座)

訪問看護ステーションなどを利用したとき(訪問看護療養費)

在宅で医療を受ける必要があると医師が認め、訪問看護ステーションなどを利用した場合、国保が使えます。保険証を訪問看護ステーションなどに提示してください。

